

『瓦斯問題ニ関スル意見』

東京市政調査会 [編]

1929年6月 12頁 図書番号 OCZ-0120

1929(昭和4)年3月の市会議員選挙によって選出された新東京市会は、同年4月10日、ガス料金値下げと計量器使用料廃止に関する建議案を可決した。この議決により市当局は東京瓦斯に対し料金値下げを要求したが、会社側はこの要求に応じず、かえって事業拡張に伴う1億円の増資計画の承認を市に求めた。市会は会社の増資申請を不承認としたが、会社側も値下げ要求を正式に拒絶したため交渉は進まず、膠着状態となった。

本書は、こうした行き詰まり状態に対する提言として、東京市政調査会が作成したガス問題に関する意見書である。当事者である東京市長と東京瓦斯社長の他に、商工・内務・大蔵各大臣や市会議長・警視総監・府知事などに提出された。

ガス問題における検討すべき項目として、本意見書では「料金値下」「増資問題」「報償契約の破棄」「買収問題」の4点を挙げている。

ガス料金の値下げについては「計數上値下ノ餘地ナシ」という会社側に対し、①購入している炭が割高なこと ②産出するガス量の増加と熱量の低下 ③別会社に安く払い下げしたコークスの高額販売 ④減価償却金の増大を指摘してその主張に疑問を呈した。また、増資申請についても「瓦斯會社ガ擴張資金ヲ社債ニ仰ゲノハ當然ノコト」として、増資ではなく社債によって資金を調達すべきとした。社債を発行せず増資にこだわる会社に対しては、「將來配當率デアル年率九分以上デナケレバ社債ガ募レナイトイフヤウナコトガアラウトハ到底想像サレナイ」と批判的である。

一方で、東京市の検討する報償契約（市が事業者に公共施設の使用権などを付与する代わりに、事業者への監督などを行う契約）の破棄や市による東京瓦斯の買収（ガス事業の公営化）といった強行策に対しても「（報償契約を）破棄シテハ市ハ會社ヲ監督スル道ヲ全然失ツテシマウ」「（買収を）實行スルニハ市ノ財政状態、買収後ノ組織及ビ經營方法等ニ就キ餘程詳細ニ専門的ニ調査ヲ要スル」と慎重である。

以上を踏まえて本意見書は、「値下問題ニ就テ會社ノ提示シテキル計數ニ關シテハ幾多ノ疑問ガアル」のは確かだが、「市ガコレ等ノ疑問ヲ究明セズ」「値下交渉ヲ打切り問題ヲ轉換シテ契約ノ破棄又ハ買収ナドニ走ルノハ行掛リニ捉ハルルノ嫌ヒガアル」として市の対応を諫めた。そして、「市ノ爲スベキ目下ノ急務ハ」「積極的ニ然カモ専門的ニ會社ノ帳簿財産ソノ他諸般ノ文書ヲ十分ニ検査シ、一切ノ眞相ヲ明確ニスルコト」であると結論づけている。

市会による増資申請不承認の後、東京瓦斯は独自に増資を遂行すべく主務大臣である商工大臣に増資認可の裁定を申請した。しかし、東京市が「増資の不認可」を申請したこともあり、大臣の裁定でも増資は認められなかった。

事業の拡張により増資を必要としていた会社はここに至って方針を変更し、1930(昭和5)年に市が要請しているガス料金の値下げを決定した。1932(昭和7)年には商工大臣によって5000万円の増資が認められ、ガス問題は一応の決着をみた。

(井上学・市政専門図書館司書)